

千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水  
条例施行規程

平成29年3月31日  
大阪広域水道企業団管理規程第22号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 給水装置工事（第6条—第17条）
- 第3章 給水（第18条—第21条）
- 第4章 料金（第22条—第25条）
- 第5章 貯水槽水道（第26条）
- 第6章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、千早赤阪水道事業（大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める千早赤阪水道事業をいう。以下同じ。）に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（代理人の届出）

第3条 条例第5条の規定による届出及び条例第7条第2項に規定する代理人に係る届出は、代理人選定（変更）届（様式第1号）を提出することにより行わなければならない。

（管理人の届出）

第4条 条例第6条第1項の規定による届出及び条例第7条第2項に規定する管理人に係る届出は、管理人選定（変更）届（様式第2号）を提出することにより行わなければならない。

（使用者等の届出）

第5条 条例第7条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出することにより行わなければならない。

- (1) 条例第7条第1項第1号及び第2号に該当する場合 水道給水再開（廃止・中止）届（様式第3号）
- (2) 条例第7条第1項第3号に該当する場合 給水装置口径（用途）変更届（様式第4号）
- (3) 条例第7条第1項第4号に該当する場合 消火栓演習使用届（様式第5号）

2 前2条に定めるもののほか、条例第7条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出することにより行わなければならない。

- (1) 条例第7条第2項第1号に該当する場合 給水装置使用者変更届（様式第6号）又は給水装置所有者名義変更届（様式第7号）
- (2) 条例第7条第2項第2号に該当する場合 共用給水装置戸数異動届（様式第8号）
- (3) 条例第7条第2項第4号に該当する場合 消防用水使用届（様式第9号）

## 第2章 給水装置工事

（給水装置工事の申込み）

第6条 条例第10条第1項の規定による申込みは、給水装置工事兼給水開始申込書（様式第10号）を提出することにより行わなければならない。

2 前項の申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、給水装置工事が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長と協議しなければならない。

- (1) 貯水槽又は高置水槽の設置を必要とするとき。
- (2) 配水管等の布設を伴うとき。
- (3) その他企業長が協議を必要とするとき。

（利害関係人の同意書等の提出）

第7条 企業長は、条例第10条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類の提出を求めるものとする。

- (1) 他人の土地を通過して給水装置を設置するとき 当該土地の所有者の承諾書
- (2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 当該給水装置の所有者の承諾書
- (3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は工事申込者の誓約書

2 前項各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めるときは、工事申込者に対し、当該申込みに係る建築物の確認通知書等の提示を求めることがある。

（給水装置工事の施行範囲）

第8条 条例第11条第1項に規定する給水装置工事の施行の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給水栓まで直接給水するものにあつては、給水栓まで
- (2) 貯水槽を設けるものにあつては、貯水槽への給水口まで

2 前項第2号に掲げる場合においては、貯水槽以下の設計図面を併せて提出しなければならない。

(給水装置の構造)

第9条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓、水道メーター(以下「メーター」という。)等をもって構成する。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないものとする。

(給水管の口径)

第10条 給水管の口径は、その使用別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第11条 条例第13条第1項の規定による指定及び同条第2項の規定による指示は、企業長が別に定めるところによる。ただし、道路管理者の掘削許可又は占用許可に特記条件等がある場合は、当該特記条件等によるものとする。

(貯水槽の設置)

第12条 次に掲げる構築物及び箇所において、給水装置を使用し、又は所有するときは、貯水槽を設けなければならない。

(1) 3階以上の構築物。ただし、企業長が必要でないとする場合を除く。

(2) 一時に多量の水を使用する箇所

(3) その他企業長が必要とする場合

(設計審査)

第13条 条例第11条第2項の設計審査は、条例第12条に規定する給水装置の構造及び材質の基準並びに条例第13条に規定する給水管及び給水用具の指定、施行方法等の基準に該当するかの審査をするものとする。

2 指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)は、条例第11条第2項の設計審査を受けるため、別に定める申請書に設計図を添えて、企業長に提出しなければならない。

(工事検査)

第14条 指定事業者は、条例第11条第2項の工事検査を受けるため、工事竣<sup>しゅん</sup>工後速やかに別に定める申請書を企業長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、工事検査の結果補修を求められたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて工事検査を受けなければならない。

(無償譲渡)

第15条 条例第14条の規定により工事申込者の費用負担で施行した給水装置工事について、配水管への取付口から敷地境界線までの給水装置並びに止水栓及びメーターの装置は、当該給水装置工事の工事検査後に企業団に無償で譲り渡すものとする。

(工事費の算出方法)

第16条 条例第15条第3項の工事費の算出に関し必要な事項は、次に掲げるところによる。

- (1) 材料費は、使用材料の数量に企業長が別に定める材料単価を乗じて得た額とする。
- (2) 労力費は、道路の掘削及び埋戻し並びに管類の接合又は切離し及び弁若しくは栓類の取付け又は取外し等の数量に配管工事従事者及び道路工事従事者の賃金を乗じて算出する。
- (3) 道路復旧費は、道路管理者の定めるところによる。
- (4) 間接経費は、監督料、損料及び事務経費とし、それぞれの材料費及び労力費の合計額に100分の15を乗じた額とする。ただし、企業長が必要と認めるときは、その額を減免することがある。

(工事の変更又は取消し)

第17条 工事申込者は、給水装置工事の変更又は取消しをしようとするときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

2 条例第15条第1項の工事費及び条例第36条の加入金の納期限は、納入通知書の発行日から10日とし、納期限までに前納しないときは、給水装置工事の申込みを取り消したものとする。

3 前2項の規定による給水装置工事の変更又は取消しにより生じた損害は、工事申込者の負担とする。

### 第3章 給水

(メーターの設置基準)

第18条 条例第20条第1項の規定によるメーターの設置に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1建築物に1個とする。ただし、企業長が給水及び建築物の構造上特に必要と認めるときは、1建築物に2個以上のメーターを設置することがある。
- (2) 貯水槽を設ける場合においては、貯水槽ごとに1個とする。
- (3) 私設消火栓には設置しない。

(メーターの位置)

第19条 条例第20条第2項のメーターの位置に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として、建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として、給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

2 条例第21条第1項の保管者（以下「保管者」という。）は、メーターの設置場所にその点検又は機能を妨害するような物件を堆積し、又は工作物を設けてはならない。

(メーターの損害賠償)

第20条 保管者は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又はき損した

場合は、メーター亡失（き損）届（様式第11号）を企業長に提出しなければならない。

2 企業長は、条例第21条第3項の規定により損害を賠償させようとするときは、残存価格を考慮してその金額を決定する。

（給水装置及び水質の検査の請求）

第21条 保管者は、条例第24条第1項の請求をしようとするときは、給水装置・水質検査請求書（様式第12号）を企業長に提出しなければならない。

2 条例第24条第2項の規定により、特別の費用の実費額を徴収するときは、次に掲げるときとする。

（1）給水装置について、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

（2）水質について、色及び濁り並びに塩素の残留結果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

2 企業長が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

#### 第4章 料金

（用途の適用基準）

第22条 条例第25条第3項の用途の適用基準は、次のとおりとする。

用途	適用基準
一般用	住宅及びこれに準ずるものの用に供するもの
業務用	一般用、臨時用の用途以外の用に供するもの
臨時用	工事その他で臨時の用に供するもの

（料金の算定）

第23条 料金は、企業団のメーターにより計量した使用水量をもって算定する。

2 条例第29条に規定する場合の料金の算定は、第25条により認定した使用水量による。

（メーターの端数計算）

第24条 条例第28条の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次回の計量に繰り越すものとする。

（使用水量の認定基準）

第25条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、次の各号に掲げる使用実績のいずれかを基礎として行う。

（1）当月の使用実績及び前5か月の使用実績

（2）前年同期間の使用実績

#### 第5章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

第26条 条例第46条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検その他有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

#### 第6章 雑則

(措置命令)

第27条 条例第47条第1項の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（様式第13号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)

2 この規程の施行の日前に、千早赤阪村水道事業給水条例施行規則等を廃止する規則（平成29年千早赤阪村水道事業規則第1号）第1号の規定による廃止前の千早赤阪村水道事業給水条例施行規則（平成10年千早赤阪村水道事業規則第1号）その他の水道事業に関する規程（以下「村規程等」という。）の規定によりなされた申込み、手続その他の行為は、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

3 村規程等の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

代理人選定（変更）届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置所有者名 \_\_\_\_\_ 印  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり代理人を選定（変更）しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	千早赤阪村大字
代理人 住 所： 氏 名： _____ 印 電話番号： (備考)	

所 長	

管 理 人 選 定 （ 変 更 ） 届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置所有者名 \_\_\_\_\_ 印  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり管理人を選定（変更）しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	千早赤阪村大字
管理人 住 所： 氏 名： _____ 印 電話番号： (備考)	

所 長	



様式第3号（第5条第1項第1号関係）

水道給水再開始（廃止・中止）届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

1 お客様番号

--	--	--	--

2 給水装置の設置場所 千早赤阪村大字 \_\_\_\_\_

口 径	φ mm	用 途	一般用 業務用 臨時用
有 効 年 限	年 月	メーター番号	

上記給水装置について、水道の使用を再開始（廃止・中止）したく届け出ます。

使用者 住 所 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_ 印

電話番号 : \_\_\_\_\_

※転出の場合は転出先の住所・電話番号をお書き下さい。

使用者 住 所 : \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_

所 長	

給水装置口径（用途）変更届

No. \_\_\_\_\_

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置所有者名

印

給水装置使用者名

印

住 所

電話番号

次のとおり給水装置の口径（用途）を変更したいので届け出ます。

お客様番号

--	--	--	--

給水装置の設置場所	千早赤阪村大字
-----------	---------

※変更メーター種別

口 径	φ mm	用 途	一般用 業務用 臨時用
有 効 年 限	年 月	メーター番号	

※現行メーター種別

口 径	φ mm	用 途	一般用 業務用 臨時用
有 効 年 限	年 月	メーター番号	

◎口径変更の場合は別途、加入金（差額金）が必要となります。

所 長	

No. \_\_\_\_\_

消 火 栓 演 習 使 用 届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置使用者  
住 所  
電話番号

印

次のとおり私設消火栓を演習に使用したいので届け出ます。

お客様番号

--	--	--	--

給水装置の設置場所	千早赤阪村大字
消 火 栓 の 設 置 場 所	千早赤阪村大字
演習使用時間	消火栓の種別 : 地 下 式 ・ 地 上 式
	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から
	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで
	使用水量 _____ m <sup>3</sup>

所 長	

様式第6号（第5条第2項第1号関係）

給水装置使用者変更届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

1 お客様番号

--	--	--	--

2 給水装置の設置場所 千早赤阪村大字 \_\_\_\_\_

口 径	φ mm	用 途	一般用 業務用 臨時用
有 効 年 限	年 月	メーター番号	

上記給水装置について、使用者の変更をしたく届け出ます。

旧 使 用 者	新 使 用 者
_____年 月 日 届 出	_____年 月 日 届 出
住 所 _____	住 所 _____
_____	_____
氏 名 _____ 印	氏 名 _____ 印
電話番号 _____	電話番号 _____
備考	備考

所 長	

様式第7号（第5条第2項第1号関係）

給水装置所有者名義変更届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

1 お客様番号

--	--	--	--

2 給水装置の設置場所 千早赤阪村大字 \_\_\_\_\_

口 径	φ mm	用 途	一般用 業務用 臨時用
有 効 年 限	年 月	メーター番号	

上記給水装置について、所有者の名義変更をいたく届け出ます。

現 所 有 者	新 所 有 者
_____年 月 日 届 出	_____年 月 日 届 出
住 所 _____	住 所 _____
_____	_____
氏 名 _____ 印	氏 名 _____ 印
電話番号 _____	電話番号 _____
備考	備考

所 長	

No. \_\_\_\_\_

共用給水装置戸数異動届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置管理人 印  
住 所  
電話番号

次のとおり給水装置戸数に異動がありましたので届け出ます。

お客様番号 

--	--	--	--

給水装置の設置場所	千早赤阪村大字		
給水装置異動戸数	新戸数		戸
	旧戸数		戸
(備考)			

所 長	

No. \_\_\_\_\_

消 防 用 水 使 用 届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

使用者代表者

印

住 所

電話番号

消防用として下記のとおり水道を使用したので届け出ます。

火災発生	日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃
	場 所	千早赤阪村大字 付近

使用消火栓

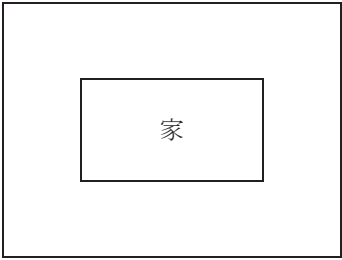
場 所	栓数	時 間	水 量
		午前・午後 時 分 午前・午後 時 分 _____分間	m <sup>3</sup>
		午前・午後 時 分 午前・午後 時 分 _____分間	m <sup>3</sup>
合 計		時間 分	m <sup>3</sup>

所 長	

様式第10号（第6条第1項関係）

<p style="text-align: center;">給水装置工事兼給水開始申込書</p> <p>大阪広域水道企業団企業長 様</p> <p>大阪広域水道企業団水道事業給水条例第10条第1項の規定により給水装置工事を下記のとおり申し込みます。</p> <p>1 給水装置の使用に当たっては、大阪広域水道企業団水道事業給水条例、同条例施行規程及び裏面承諾事項を遵守し異動が生じたときは速やかに届出を行います。</p> <p>2 千早赤阪水道事業指定給水装置工事事業者をもって、申込手続、施行及び納入金に関する権限を委任します。</p>						受付番号	
						申込日	年 月 日
						種 別	新設・改造・撤去
						栓 種	専用栓・共用栓・ 消火栓
						用 途	一 般 ・ 業 務
給水方式	直結・受水・併用						
給 水 場 所	千早赤阪村大字						
所 有 者		連絡先：〒 ☎ ( )					
申 込 者		連絡先：〒 ☎ ( )					
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者			給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者				
指 定 番 号		免 状 番 号					
住 所：〒 一 氏 名：  ☎ ( ) 印		住 所：〒 一 氏 名：  ☎ ( ) 印					
お 客 様 番 号		口 径 φ mm	メ ー タ 一 号				
給 水 許 可 日	年 月 日	指 針 m <sup>3</sup>	検 定 満 了 日				
給 水 開 始 日	年 月 日	竣 工 日	年 月 日				
納 付 事 項	納 付 金 額	請 求 年 月 日	納 入 年 月 日	確 認	備 考		
加 入 金					※手数料 申 込 500円 設 計 審 査 500円 工 事 検 査 500円 道 路 掘 削 5,000円 4,000円		
手 数 料							
計							
上記のとおり承認してよろしいか	水道技術 管 理 者	所 長					



※付近見取図		<div style="text-align: center;">  <p>メーター位置赤○、入口、道路記入のこと</p> </div>					
臨時給水許可日	年 月 日	取付日	年 月 日	指針	m <sup>3</sup>		
臨時口径・番号	φ mm	撤去日	年 月 日	指針	m <sup>3</sup>		
臨時水道料金	納	年 月 日	精	年 月 日	確認	使用水量	
保証予納金	付	円	算	円		m <sup>3</sup>	
<b>【承諾事項】</b> ① 緊急やむを得ない場合、給水制限、停止、断水及びその原因で水が濁り損害を生じても、大阪広域水道企業団に対して損害を請求しません。 ② 大阪広域水道企業団による給水停止等の止水行為について分水栓、敷地内止水栓等をもって行うことについては、異議なく承諾します。 ③ 他の所有、管理に係る土地、給水管等の分岐使用、埋設通過等により後日問題が起きても、全て当事者間で処理解決します。 ④ 所有権、使用権等の譲渡変更に際しては、誓約、承諾事項及び本給水申込書記載内容を全て継承します。				<p style="text-align: center;">誓 約 書</p> 申込者氏名 _____ 印  この度、申し込みます給水装置については、下記内容から水圧不足や出水不良等の発生が予想されることは当方にて承諾済みであり、万一その使用に支障が起きても、全て当方にて処理解決します。  <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3階建築物・地勢（高地盤等）</li> <li>・既設管分岐使用</li> <li>・既設管給水引込管使用（φ _____ 管）</li> <li>・その他（ _____ ）</li> </ul>			
<p style="text-align: center;">土 地 通 過（使用）承 諾 書</p> 私は、申請者に対し、私所有の下記の土地に給水管を埋設・使用することを承諾します。 <p style="text-align: center;">記</p> 使用土地住所 土地所有者 住 所 氏 名 _____ 印				<p style="text-align: center;">給 水 管 分 岐 承 諾 書</p> 私は、申請者に対し、私所有の給水管より分岐使用することを承諾します。 <p style="text-align: center;">記</p> 給水管所有者 住 所 氏 名 _____ 印 給水番号（ _____ ）			
※特記事項							

メーター亡失（き損）届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置使用者名

印

住 所

電話番号

下記の理由により保管使用中のメーターを亡失（き損）しましたので届け出ます。  
なお、損害額については、直ちに弁償します。

お客様番号

--	--	--	--

給水装置の設置場所	千早赤阪村大字		
(理 由)			
※メーター種別			
口 径	φ	mm	メーター番号
有 効 年 限	年 月	取 付	年 月 日

所 長	

No. \_\_\_\_\_

給水装置  
水質検査請求書

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

請求者名  
住 所  
電話番号  
印

次の理由により給水装置  
水質の検査を請求します。

お客様番号

--	--	--	--

給水装置の設置場所	千早赤阪村大字		
(理由：なるべく詳細に記入してください。)			
※メーター種別（給水装置検査請求の場合のみ記入）			
口 径	φ	mm	メーター番号
有効年限	年 月	取 付	年 月 日

所 長	

年 月 日

給水装置の管理義務違反に関する指示書

給水装置の使用者氏名  
又 は 様  
給水装置の所有者氏名

大阪広域水道企業団企業長 印

大阪広域水道企業団水道事業給水条例第47条第1項の規定により、次のとおり指示します。

1 給水装置の設置場所

2 措置指示事項